

地下水質調査業務委託仕様書

地下水質調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	平成30年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づき、市内の地下水の水質を調査し、その結果を報告するものである。
2	履行期間	契約の日から平成30年12月28日
3	施行場所	横須賀市小原台ほか全16地点
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	水質汚濁防止法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 計量法に基づく計量証明事業の資格(濃度)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	環境政策部環境管理課水環境係 小松田(内線2385 直通046-822-8329)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

## 地下水質調査業務委託仕様書

## 1 調査期日

下記の調査地点について各々1回ずつ、1日又は2日間で10月上旬に実施する。

## 2 調査の種類及び地点

## (1) 定点調査

定点において長期的な観点から水質の経年的変化を調査する。(2地点)

調査番号	測定地点
16	小原台
17	秋谷

## (2) メッシュ調査

市内全域における地下水質の状況を調査する。(7地点)

調査メッシュ番号	測定地点	調査メッシュ番号	測定地点
7479	鷹取	7540	田浦大作町
7523	不入斗町	7560	浦郷町
7524	富士見町	7580	追浜本町
7531	西逸見町		

## (3) 継続監視調査

汚染が見つかった地域について継続的に監視する。(7地点)

調査番号	測定地点	調査番号	測定地点
55	長井	59	津久井
56	須軽谷	60	長井
57	長沢	61	西浦賀
58	長井		

## 3 測定項目

## (1) 観測項目 (4項目)

天候、気温、井戸深度、水位

## (2) 一般項目 (5項目)

電気伝導率、pH、水温、臭気、外観

## (3) 環境基準項目 (28項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀\*、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、

1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定する。

補足1 観測項目及び一般項目は現地にて測定し（pH、電気伝導率は除く）、環境基準項目は採水後速やかに測定を実施する。

2 2（3）の継続監視調査6地点（調査番号55～60）の測定項目については、（1）観測項目、（2）一般項目、（3）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素とする。

3 2（3）の継続監視調査1地点（調査番号61）の測定項目については、（1）観測項目、（2）一般項目、（3）砒素とする。

#### 4 測定方法及び数値の取扱い方法等

測定方法及び数値の取扱い方法等については、「平成30年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、別添1のとおりとする。

#### 5 提出書類

##### （1）調査実施計画書

調査実施日、採水時間、責任者の連絡先等をまとめた計画書を、契約者名で市長宛てに提出すること。

##### （2）作業手順書

試料採取から報告書提出までの品質を保証するため、業務管理体制等をまとめた手順書及びSOP（標準作業手順書）を、契約者名で市長宛てに提出すること。なお、測定方法が複数ある項目については、各項目につき測定方法を1つ選択し、測定方法と定量下限値を一覧にまとめたものを添付すること。

##### （3）業務実施結果報告書

受託者は業務実施結果報告書（第1号様式）を提出すること。測定結果については報告下限値を用い、報告下限値と定量下限値の間に検出された数値については備考欄に記入する。報告書には下記の書類を添付すること。

ア 計量証明書

イ 採水作業中及び採取した試料の写真

ウ 測定地点の緯度・経度（世界測地系）

エ 測定地点の3次メッシュコード（世界測地系）

オ サンプルング野帳

カ 分析野帳、検量線等の測定値算出の根拠となるデータ

##### （4）神奈川県地下水質測定結果入力シート

受託者は神奈川県地下水質測定結果入力シート（第2号様式）を提出すること。

(5) 環境省地下水質測定結果入力シート

受託者は環境省地下水質測定結果入力シート（第3号様式）を提出すること。

6 提出部数及び期限

調査実施計画書及び作業手順書の提出部数は各1部とし、紙で提出すること。提出期限は契約後2週間以内とする。

業務実施結果報告書、神奈川県地下水質結果入力シート及び環境省地下水質測定結果入力シートの提出部数は各1部とし、紙及び電子媒体（CD-ROM）で提出すること。提出期限は、調査日の翌月末とする。なお入力シートの様式に変更がある場合は横須賀市から新たにシートを提供する。

7 特記事項

- (1) 調査を行う井戸は、既存の民有井戸等を利用するため鑿井業務はない。  
井戸水の枯渇等、特別な理由により採水できない場合は、横須賀市と協議すること。
- (2) 採水井戸の選定は横須賀市で行い、契約後受託者に採水場所を指示する。
- (3) 業務で排出する廃液等は関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (4) 試料採取を適正に行うため、分析経験のある責任者を常に現地採取班に置くこと。
- (5) 精度管理のため、横須賀市の指示によりクロスチェック等を実施するので、資料の供与や模擬試料の分析（神奈川県環境科学センターが9月上旬配布する試料分析）等に協力すること。
- (6) 本業務は、「個人情報取扱いに関する特記事項」（別添2）を遵守して行うこと。
- (7) 業務委託契約約款第5条にかかわらず本委託調査は業務の一部であっても再委託を禁止する。
- (8) 本仕様書に明記のない事項等で疑義が生じた場合については、横須賀市と協議し遺漏のないように施行すること。
- (9) 作業員の安全管理を適正に行い、危険防止に努めること。

平成 年 月 日

(あて先) 横須賀市長

受託者名  
代表者氏名  
所在地

印

## 業務実施結果報告書

地下水質調査業務委託仕様書に基づき、平成 年 月 日実施の地下水質調査の結果を提出いたします。

## (定点調査)

区分	地区名		( )	( )
	項目			
	採水日			
	採水時間			
	天候			
	気温 (°C)			
	井戸深度 (m)			
	水位 (m)			
環境	カドミウム (mg/L)			
	全シアン (mg/L)			
	鉛 (mg/L)			
	六価クロム (mg/L)			
	砒素 (mg/L)			
	総水銀 (mg/L)			
	アルキル水銀 (mg/L)			
	P C B (mg/L)			
	ジクロロメタン (mg/L)			
	四塩化炭素 (mg/L)			
	クロロエチレン (mg/L)			
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)			
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)			
	1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)			
基準	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)			
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)			
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)			
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)			
	トリクロロエチレン (mg/L)			
	テトラクロロエチレン (mg/L)			
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)			
	チウラム (mg/L)			
	シマジン (mg/L)			
	チオベンカルブ (mg/L)			
	ベンゼン (mg/L)			
	セレン (mg/L)			
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)			
	硝酸性窒素 (mg/L)			
亜硝酸性窒素 (mg/L)				
項目	ふっ素 (mg/L)			
	ほう素 (mg/L)			
	1, 4-ジオキサン (mg/L)			
	電気伝導率 (mS/m)			
	pH			
一般項目	水温 (°C)			
	臭気			
	外観			
	備考			

(メッシュ調査)

区分	地区名		( )	( )	( )	( )
	項目					
	採水日					
	採水時間					
	天候					
	気温 (°C)					
	井戸深度 (m)					
	水位 (m)					
環境	カドミウム (mg/L)					
	全シアン (mg/L)					
	鉛 (mg/L)					
	六価クロム (mg/L)					
	砒素 (mg/L)					
	総水銀 (mg/L)					
	アルキル水銀 (mg/L)					
	PCB (mg/L)					
	ジクロロメタン (mg/L)					
	四塩化炭素 (mg/L)					
	クロロエチレン (mg/L)					
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)					
基準	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)					
	1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)					
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)					
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)					
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)					
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)					
	トリクロロエチレン (mg/L)					
	テトラクロロエチレン (mg/L)					
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)					
	チウラム (mg/L)					
	シマジン (mg/L)					
	チオベンカルブ (mg/L)					
項目	ベンゼン (mg/L)					
	セレン (mg/L)					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)					
	硝酸性窒素 (mg/L)					
	亜硝酸性窒素 (mg/L)					
	ふっ素 (mg/L)					
	ほう素 (mg/L)					
	1, 4-ジオキサン (mg/L)					
一般項目	電気伝導率 (mS/m)					
	pH					
	水温 (°C)					
	臭気					
	外観					
備考						

区分	地区名			
	項目	( )	( )	( )
	採水日			
	採水時間			
	天候			
	気温 (°C)			
	井戸深度 (m)			
	水位 (m)			
環境基準項目	カドミウム (mg/L)			
	全シアン (mg/L)			
	鉛 (mg/L)			
	六価クロム (mg/L)			
	砒素 (mg/L)			
	総水銀 (mg/L)			
	アルキル水銀 (mg/L)			
	P C B (mg/L)			
	ジクロロメタン (mg/L)			
	四塩化炭素 (mg/L)			
	クロロエチレン (mg/L)			
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)			
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)			
	1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)			
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)			
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)			
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)			
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)			
	トリクロロエチレン (mg/L)			
	テトラクロロエチレン (mg/L)			
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)			
チウラム (mg/L)				
シマジン (mg/L)				
チオベンカルブ (mg/L)				
ベンゼン (mg/L)				
セレン (mg/L)				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)				
硝酸性窒素 (mg/L)				
亜硝酸性窒素 (mg/L)				
ふっ素 (mg/L)				
ほう素 (mg/L)				
1, 4-ジオキサン (mg/L)				
一般項目	電気伝導率 (mS/m)			
	pH			
	水温 (°C)			
	臭気			
	外観			
備考				

(継続監視調査)

区分	地区名		( )	( )	( )
	項目				
	採水日				
	採水時間				
	天候				
	気温 (°C)				
	井戸深度 (m)				
	水位 (m)				
環境基準項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)				
	硝酸性窒素 (mg/L)				
	亜硝酸性窒素 (mg/L)				
一般項目	電気伝導率 (mS/m)				
	pH				
	水温 (°C)				
	臭気				
	外観				
備考					

区分	地区名		( )	( )	( )
	項目				
	採水日				
	採水時間				
	天候				
	気温 (°C)				
	井戸深度 (m)				
	水位 (m)				
環境基準項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)				
	硝酸性窒素 (mg/L)				
	亜硝酸性窒素 (mg/L)				
一般項目	電気伝導率 (mS/m)				
	pH				
	水温 (°C)				
	臭気				
	外観				
備考					

区分	地区名	( )
	項目	
	採水日	
	採水時間	
	天候	
	気温 (°C)	
	井戸深度 (m)	
	水位 (m)	
環境基準項目	砒素 (mg/L)	
一般項目	電気伝導率 (mS/m)	
	pH	
	水温 (°C)	
	臭気	
	外観	
備考		













井戸情報に関するコード表

市町村コード*	市町村名
100	横浜市
130	川崎市
201	横須賀市
203	平塚市
204	鎌倉市
205	藤沢市
206	小田原市
207	茅ヶ崎市
208	逗子市
209	相模原市
210	三浦市
211	秦野市
212	厚木市
213	大和市
214	伊勢原市
215	海老名市
216	座間市
217	南足柄市
218	綾瀬市
301	三浦郡葉山町
321	高座郡寒川町
341	中郡大磯町
342	中郡二宮町
361	足柄上郡中井町
362	足柄上郡大井町
363	足柄上郡松田町
364	足柄上郡山北町
366	足柄上郡開成町
382	足柄下郡箱根町
383	足柄下郡真鶴町
384	足柄下郡湯河原町
401	愛甲郡愛川町
402	愛甲郡清川村

深度区分コード*	深度区分の内容
1	浅井戸
2	深井戸
3	不明
4	湧水
5	横井戸

利用用途コード*	利用用途の内容
1	一般飲用
2	生活用水
3	工業用水
4	農業用水
5	営業用水
6	飲料原料用水
7	池用水
8	その他
9	水道水源

塩水の影響コード*	塩水の影響
1	影響あり
2	影響なし
3	不明

調査区分コード*	調査区分の内容
01	概況調査（新）－メッシュ
02	概況調査（再）－メッシュ
11	概況調査（新）－定点
12	概況調査（再）－定点
30	汚染井戸周辺地区調査
40	継続監視調査
50	環境省コード*1と3の組み合わせ
60	環境省コード*1と4の組み合わせ
70	環境省コード*2と3の組み合わせ
80	環境省コード*2と4の組み合わせ
A0	環境省コード*3と4の組み合わせ
B0	環境省コード*1と3と4の組み合わせ
C0	環境省コード*2と3と4の組み合わせ
S0	取水停止等により調査不可
91	県独自調査
92	市町村独自調査
93	その他調査

用途地域コード*	用途地域の内容
01	第一種低層住居専用地域
02	第二種低層住居専用地域
03	第一種中高層住居専用地域
04	第二種中高層住居専用地域
05	第一種住居地域
06	第二種住居地域
07	準住居地域
08	近隣商業地域
09	商業地域
10	準工業地域
11	工業地域
12	工業専用地域
13	市街化調整区域
99	都市計画区域外

地形区分コード*	地形区分の内容
10	西部山地地域
11	箱根山地
12	足柄山地
13	丹沢山地
14	中津山地
15	道志山地
16	小仏山地
20	西部平野地域
21	足柄平野
22	秦野盆地
23	大磯丘陵
30	中部地域
31	愛甲台地
32	相模台地
33	湘南丘陵
34	相模野台地
40	東部地域
41	多摩丘陵
42	下末吉台地
43	多摩川低地
44	三浦半島

※環境省コードの調査区分〔参考〕

コード	調査区分の内容
1	概況調査（新） 昭和59年度以降降水質調査を行っていない井戸を対象とする。水質調査は行ったが、その結果を環境省による集計の際に報告していないものも含む。
2	概況調査（再） 昭和59年度以降降水質調査を行い、その結果を環境省による集計の際に報告している井戸を対象とする。
3	汚染井戸周辺地区調査
4	継続監視調査
5	その他〔測定計画外〕

水質測定結果に関するコード表

調査区分コード	調査区分の内容
01	概況調査（新）－メッシュ
02	概況調査（再）－メッシュ
11	概況調査（新）－定点
12	概況調査（再）－定点
30	汚染井戸周辺地区調査
40	定期モニタリング調査
50	環境省コード*1と3の組み合わせ
60	環境省コード*1と4の組み合わせ
70	環境省コード*2と3の組み合わせ
80	環境省コード*2と4の組み合わせ
A0	環境省コード*3と4の組み合わせ
B0	環境省コード*1と3と4の組み合わせ
C0	環境省コード*2と3と4の組み合わせ
S0	取水停止等により調査不可
91	県独自調査
92	市町村独自調査
93	その他調査

※環境省コードの調査区分〔参考〕

コード	調査区分の内容
1	概況調査（新） 昭和59年度以降水質調査を行っていない井戸を対象とする。水質調査は行ったが、その結果を環境省による集計の際に報告していないものも含む。
2	概況調査（再） 昭和59年度以降水質調査を行い、その結果を環境省による集計の際に報告している井戸を対象とする。
3	汚染井戸周辺地区調査
4	定期モニタリング調査
5	その他〔測定計画外〕

調査機関コード	調査機関の内容
010	国土交通省
020	神奈川県
040	横浜市
050	川崎市
060	横須賀市
070	平塚市
080	鎌倉市
090	藤沢市
100	小田原市
110	茅ヶ崎市
120	逗子市
130	相模原市
140	三浦市
150	秦野市
160	厚木市
170	大和市
180	伊勢原市
190	海老名市
200	座間市
210	南足柄市
220	綾瀬市
230	葉山町
240	寒川町
250	大磯町
260	二宮町
270	中井町
280	大井町
290	松田町
300	山北町
310	開成町
320	箱根町
330	真鶴町
340	湯河原町
350	愛川町
360	清川町

措置1（井戸使用者を対象）

措置1コード	措置1の内容
01	上水道への切り替え
02	飲用法の指示
03	01と02の組み合わせ
04	飲用停止
05	井戸の掘り替え
06	使用停止
07	使用法の指示
08	その他
09	特に措置をしない

措置2（周辺工場、事業場を対象）

措置2コード	措置2の内容
01	立ち入り調査
02	文書指導
03	口頭指導
04	周辺井戸汚染状況調査
05	その他
06	特に措置をしていない
07	廃液処理装置の設置
08	汚染物質管理の徹底
09	汚染物質に代わる代替品使用
10	汚染土壌除去等汚染源の浄化
11	その他

指導の具体的な内容

外観コード	外観の内容
0	無色
1	有色

臭気コード	臭気の内容
0	無臭
1	下水臭
2	薬品臭
3	金属臭
4	かび臭
5	腐敗臭
6	芳香臭
7	その他

水質測定結果に関するコード表

灰字は公共用水域で使用している番号

採水・分析 機関コード	採水・分析機関の内容
70	平塚市役所
90	藤沢市役所
101	(株)アクアパルス
125	グリーンブルー(株)
130	相模原市役所
131	いであ(株)
134	(株)酒井化学研究所
135	(株)サンコー環境調査センター
146	(株)住重環境分析センター
149	(株)静環検査センター
150	(株)総合環境分析
151	(株)相新日本環境調査センター
157	(株)テルム
160	東京テクニカル・サービス(株)
165	日建技術コンサルタント
166	(株)日水コン
169	日本環境(株)
170	(株)エコ・クリエイティブ・ジャパン
184	(株)日吉
185	富士産業(株)
252	その他の民間業者
600	神奈川県環境科学センター
602	神奈川県温泉地学研究所
640	横浜市環境科学研究所
650	川崎市公害研究所
660	横須賀市健康安全科学センター
710	(社)神奈川県薬剤師会
720	(株)北里環境科学センター
740	(株)湘南分析センター
780	ムラタ計測器サービス(株)
800	(株)テスコ
810	(株)ゼオン分析センター
820	(株)建設環境研究所
830	富士産業(株)
840	(株)横須賀環境技術センター
841	(株)テルム
850	(株)オオスミ
860	(株)ダイワ
891	(株)江東微生物研究所
907	(株)東京建設コンサルタント
908	(株)タツタ環境分析センター
910	(株)環境管理センター
940	エヌエス環境(株)
941	相模原市役所
942	横浜市監視センター
944	茅ヶ崎市役所
945	日立プラント建設サービス(株)
946	(株)エヌ・イーサポート
948	藤沢市役所
949	(株)アクアパルス及び横浜市環境研究所
950	横須賀市役所
951	(株)湘南分析センター及び横浜市環境科学研究所
952	ムラタ計測器サービス(株)及び横浜市環境科学研究所





## 測定方法及び数値の取扱い方法等

## 1 測定方法

## (1) 観測項目

項目	測定方法	有効数字
天候	天候表	—
気温	JIS K 0102 7.1	3
井戸深度	—	3
水位	—	3

## 天候表

快晴	晴	曇り	雨	みぞれ	雪	雷雨
----	---	----	---	-----	---	----

## (2) 一般項目

項目	測定方法	報告下限値	(参考) 評価基準
電気伝導率	JIS K 0102 13	1 mS/m	—
pH	JIS K 0102 12.1	—	5.8～8.6
水温	JIS K 0102 7.2 (有効数字3桁)	—	—
臭気	臭気表	—	—
外観	外観表	—	—

## 臭気表

無臭	下水臭	薬品臭	金属臭	かび臭	腐敗臭	芳香臭	その他
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

## 外観表

無色	有色
----	----

(3) 環境基準項目

項 目	測 定 方 法	定 量 下 限 値 ( mg / L )	報 告 下 限 値 ( mg / L )	( 参 考 ) 環 境 基 準 値
カドミウム	JIS K 0102 55.2 電気加熱原子吸光法	0.0003	0.0003	0.003 mg/L 以下
	JIS K 0102 55.3 ICP発光分光分析法			
	JIS K 0102 55.4 ICP質量分析法			
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.2 吸光光度法	0.01	0.1	検出されないこと
	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3 吸光光度法			
	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.5 流れ分析法			
鉛	JIS K 0102 54.1 フレーム原子吸光法	0.005	0.005	0.01mg/L 以下
	JIS K 0102 54.2 電気加熱原子吸光法	0.005		
	JIS K 0102 54.3 ICP発光分光分析法	0.005		
	JIS K 0102 54.4 ICP質量分析法	0.0005		
六価クロム	JIS K 0102 65.2.1 ジフェニルカルバジド吸光光度法	0.02	0.02	0.05mg/L 以下
	JIS K 0102 65.2.3 電気加熱原子吸光法	0.005		
	JIS K 0102 65.2.4 ICP発光分光分析法	0.02		
	JIS K 0102 65.2.5 ICP質量分析法	0.005		
	JIS K 0102 65.2.6 流れ分析法	0.005		
砒素	JIS K 0102 61.2 水素化物発生原子吸光法	0.005	0.005	0.01mg/L 以下
	JIS K 0102 61.3 水素化物発生ICP発光分光分析法	0.001		
	JIS K 0102 61.4 ICP質量分析法	0.0005		
総水銀	環境基準告示 付表1 還元気化原子吸光光度法	0.0005	0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	環境基準告示 付表2 ガスクロマトグラフ法	0.0005	0.0005	検出されないこと
PCB	環境基準告示 付表3 ガスクロマトグラフ法	0.0005	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	0.02mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	0.002mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
クロロエチレン	環境庁告示第10号付表の第1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.0002	0.002mg/L 以下
	環境庁告示第10号付表の第2 ヘッドスペースGC-MS法			
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	0.004mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	0.1mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	1mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		

項目	測定方法	定量 下限値 (mg/L)	報告 下限値 (mg/L)	(参考) 環境基準値
1,1,2- トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	0.006mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	0.01mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	0.01mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
1,3- ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0002	0.0004	0.002mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0004		
チウラム	環境基準告示 付表4 高速液体クロマトグラフ法	0.0005	0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	環境基準告示 付表5の第1 GC-MS法	0.0003	0.0003	0.003mg/L 以下
	環境基準告示 付表5の第2 GC法 (FTD)			
チオベンカルブ	環境基準告示 付表5の第1 GC-MS法	0.0003	0.002	0.02mg/L 以下
	環境基準告示 付表5の第2 GC法 (FTD) (ECD)	0.0005		
ベンゼン	JIS K 0125 5.1 パージトラップGC-MS法	0.0001	0.0002	0.01mg/L 以下
	JIS K 0125 5.2 ヘッドスペースGC-MS法	0.0002		
セレン	JIS K 0102 67.2 水素化合物発生原子吸光法	0.002	0.002	0.01mg/L 以下
	JIS K 0102 67.3 水素化合物発生ICP発光分光分析法	0.001		
	JIS K 0102 67.4 ICP質量分析法	0.0005		
硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.3 銅・カドミウム還元- ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.01	0.05	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 10mg/L 以下
	JIS K 0102 43.2.5 イオンクロマトグラフ法	0.05		
	JIS K 0102 43.2.6 流れ分析法	0.02		
亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.1 ナフチルエチレンジアミン吸光光度法	0.01	0.05	
	JIS K 0102 43.1.2 イオンクロマトグラフ法	0.05		
	JIS K 0102 43.1.3 流れ分析法	0.01		
ふっ素	JIS K 0102 34.1 吸光光度法	0.08	0.08	0.8mg/L 以下
	JIS K 0102 34.1 c) (注 (6) 第三文を除く。) に定める 方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共 存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び環境基準告示 付表6 イオンクロマトグラフ法	0.05		
	JIS K 0102 34.4 流れ分析法	0.08		
ほう素	JIS K 0102 47.1 マチンブルー吸光光度法	0.01	0.02	1mg/L 以下
	JIS K 0102 47.3 ICP発光分光分析法	0.02		
	JIS K 0102 47.4 ICP質量分析法	0.0005		
1,4-ジオキサン	環境基準告示 付表7の第1 活性炭抽出 GC-MS法	0.005	0.005	0.05mg/L 以下
	環境基準告示 付表7の第2 パージトラップ GC-MS法			
	環境基準告示 付表7の第3 ヘッドスペース GC-MS法			

(注1) 表中の用語は、次による。

- J I S : 日本工業規格
- 環境基準告示 : 昭和46年12月28日環境庁告示第59号
- 環境庁告示第10号 : 平成9年3月13日環境庁告示第10号

## 2 数値の取扱方法

- (1) 有効数字は指定されたもの以外は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。  
pHについては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。
- (2) 報告下限値を下回る桁については切り捨てる。
- (3) 環境基準値が2物質の濃度の和とされている項目（1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）について
  - それぞれを別に測定し桁数処理を行い、それら数値を合算後さらに桁数処理を行う。
  - 測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に変えて報告下限値の数値を測定値として扱う。
  - 2物質がいずれも、それぞれの報告下限値未満の場合は、合算値も報告下限値未満とする。
- (4) 臭気表に該当する臭いがなく「その他」を当てはめる場合も、臭いの内容について記すこと。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。